

第2節 一般廃棄物

1 県内におけるごみ処理

(1) ごみ処理の状況

一般廃棄物（ごみ）とは、家庭から排出されるごみと事業活動に伴って発生するごみのうち、産業廃棄物以外のごみをいう。ごみは、市町村が適正処理に必要な措置を講じる責務があることから、それぞれ一般廃棄物処理計画を定め、これに従ってごみの収集、運搬、処分（再生を含む）を行っている。

○ごみの総排出量

平成18年度における県内のごみの総排出量は、463,112 t（1,269 t/日）となっており、そのうち、439,725 t（1,205 t/日）が計画収集、16,519 t（45 t/日）が直接搬入され、6,868 t（19 t/日）が集団回収されている。

なお、県民1人1日当たりのごみ排出量は912g/人・日で、前年度の914g/人・日に比べ2g減少し、全国最少となった。

また、その他に、304 t（1 t/日）のごみが自家処理されている。（表2-2）

○ごみの処理状況

収集されたごみの処理は、図2-4の流れで行われている。処理の内訳としては、392,647 t〈84.8%〉が焼却施設で直接焼却、9,122 t〈2.0%〉が直接最終処分され、9,090 t〈2.0%〉、その他45,385 t〈9.8%〉が焼却以外の中間処理施設で処理されている。なお、総資源化量は62,395 t〈リサイクル率13.5%〉、総最終処分量は47,327 t〈最終処分率10.2%〉となっている。

（図2-4、表2-3、表2-4、表2-5）

(2) ごみの形態別収集量・率

平成18年度におけるごみの形態別の収集状況は、市町村等によるものが65.7%（うち直営10.0%、委託55.7%）で、許可業者によるものが34.3%となっている（表2-6）

表2-1

廃棄物の分類

- : 適正処理困難物
- : 家電リサイクル法対象 (H13.4)
- : 容器包装リサイクル法対象 (H9.4)
- : 容器包装リサイクル法一部対象 (H12.4)
- : 資源有効利用促進法 指定再資源化製品 (H15.10)

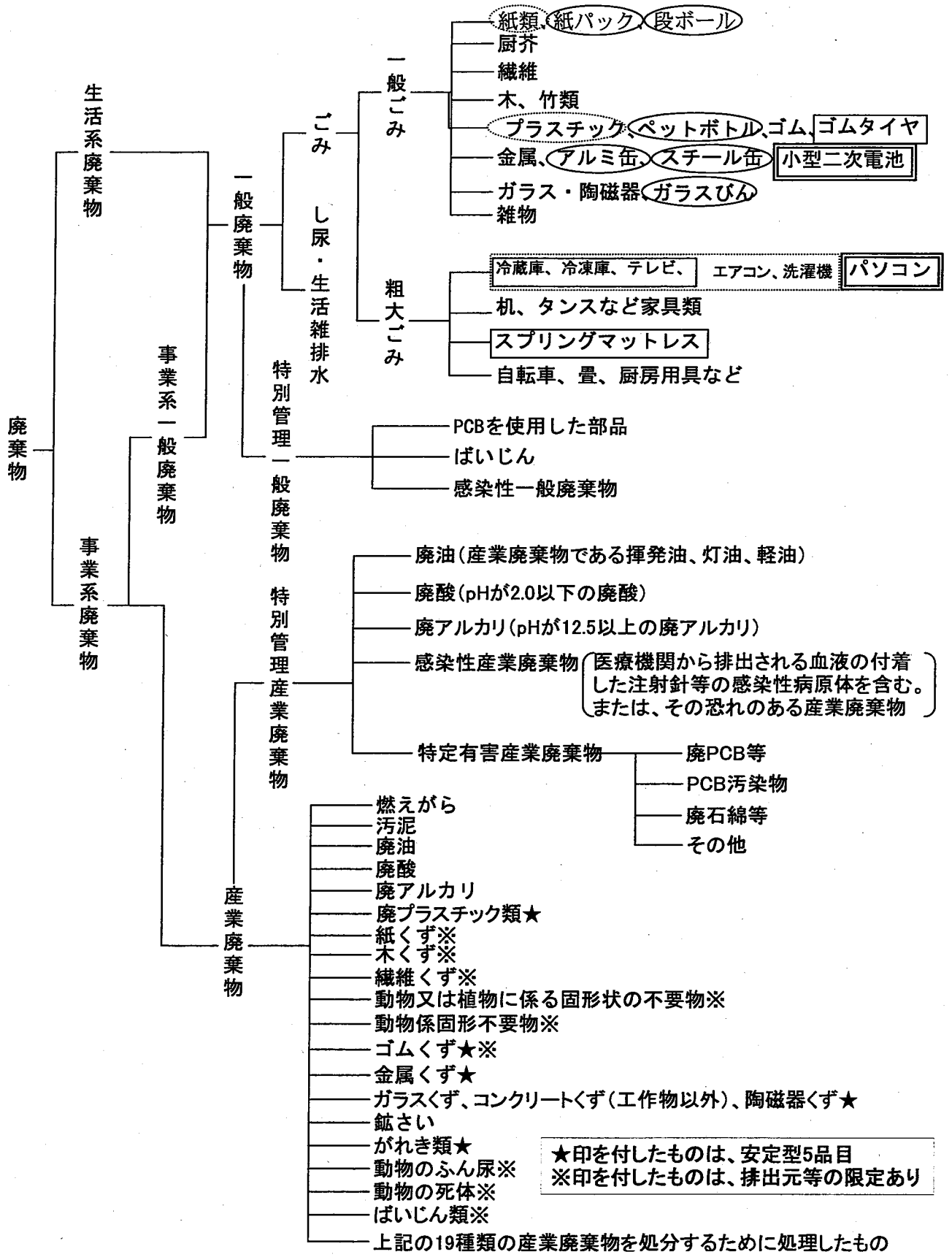


表2-2 ごみ総排出量の推移

(単位:t/年、下段()内はt/日)

区分 年度	計画 収集量	直接 搬入量	集団 回収量	ごみ 総排出量	自家 処理量	排出量	最終処分量 (t)	総人口 (人)	計画収集 人口(人)	1人1日 当たりの ごみ排出量 (g/人・日)
" 62	365,183 (1,001)	30,441 (83)	— (—)	395,624 (1,081)	1,095 (3)	— (—)	— (—)	1,220,160	1,220,160	886
" 63	379,563 (1,040)	28,743 (79)	— (—)	408,306 (1,119)	1,414 (4)	— (—)	— (—)	1,229,489	1,229,489	910
平成元	403,105 (1,104)	29,051 (80)	— (—)	432,156 (1,184)	1,204 (3)	— (—)	— (—)	1,237,134	1,237,134	957
" 2	413,592 (1,133)	26,817 (73)	— (—)	440,409 (1,207)	1,017 (3)	— (—)	— (—)	1,242,908	1,242,906	971
" 3	419,340 (1,146)	33,524 (92)	— (—)	452,864 (1,237)	2,119 (6)	— (—)	— (—)	1,248,081	1,248,081	991
" 4	419,991 (1,151)	43,006 (118)	— (—)	462,997 (1,268)	1,925 (5)	— (—)	187,960 (515)	1,255,972	1,255,972	1,010
" 5	427,316 (1,171)	50,836 (139)	4,051 (11)	482,203 (1,321)	752 (2)	— (—)	199,767 (547)	1,264,974	1,264,974	1,044
" 6	441,463 (1,209)	50,144 (137)	3,805 (10)	495,412 (1,357)	482 (1)	— (—)	203,994 (559)	1,276,799	1,276,799	1,063
" 7	437,401 (1,195)	49,171 (134)	4,815 (13)	491,387 (1,343)	459 (1)	— (—)	193,091 (528)	1,286,898	1,281,993	1,043
" 8	448,967 (1,230)	42,255 (116)	6,176 (17)	497,398 (1,363)	544 (1)	497,942 (1,364)	191,642 (525)	1,295,762	1,290,351	1,052
" 9	450,788 (1,235)	41,929 (115)	6,473 (18)	499,190 (1,368)	1,393 (4)	500,583 (1,371)	180,356 (494)	1,304,476	1,298,990	1,048
" 10	464,299 (1,272)	38,314 (105)	5,701 (16)	508,314 (1,393)	304 (1)	508,618 (1,393)	168,832 (463)	1,313,728	1,308,245	1,060
" 11	475,172 (1,298)	31,843 (87)	5,490 (15)	512,505 (1,400)	315 (1)	512,820 (1,401)	170,256 (465)	1,324,987	1,320,035	1,057
" 12	479,924 (1,315)	21,095 (58)	5,714 (16)	506,733 (1,388)	30 (0)	506,763 (1,388)	134,105 (367)	1,337,443	1,333,766	1,038
" 13	465,786 (1,276)	22,057 (60)	4,063 (11)	491,906 (1,348)	216 (1)	492,122 (1,348)	99,678 (273)	1,345,801	1,342,122	1,001
" 14	465,320 (1,275)	20,574 (56)	4,696 (13)	490,590 (1,344)	1,722 (5)	492,312 (1,349)	90,874 (249)	1,355,926	1,352,164	991
" 15	458,737 (1,253)	23,656 (65)	4,311 (12)	486,704 (1,330)	911 (2)	487,615 (1,332)	86,374 (236)	1,365,359	1,361,416	974
" 16	441,459 (1,209)	18,748 (51)	4,214 (12)	464,421 (1,272)	521 (1)	464,942 (1,274)	75,409 (207)	1,375,037	1,372,144	925
" 17	439,156 (1,203)	15,728 (43)	7,467 (20)	462,351 (1,267)	2,551 (7)	464,902 (1,274)	58,718 (161)	1,386,137	1,383,115	914
" 18	439,725 (1,205)	16,519 (45)	6,868 (19)	463,112 (1,269)	304 (1)	463,416 (1,270)	47,327 (130)	1,391,454	1,390,382	912

注)・「ごみ総排出量」=「計画収集量」+「直接搬入量」+「集団回収量」である。

・平成17年度実績のとりまとめより、ごみ総排出量の定義が「ごみ総排出量」=「計画収集量」+「直接搬入量」+「自家処理量」から上記のように変更になった。なお、第1表は過去の数値も再計算したものである。

・「排出量」=「ごみ総排出量」+「自家処理量」である。

・1人1日当たりのごみ排出量=(計画収集量+直接搬入量+集団回収量)÷(計画収集人口+自家処理人口)÷365又は366

・四捨五入により合計が一致しない場合がある。

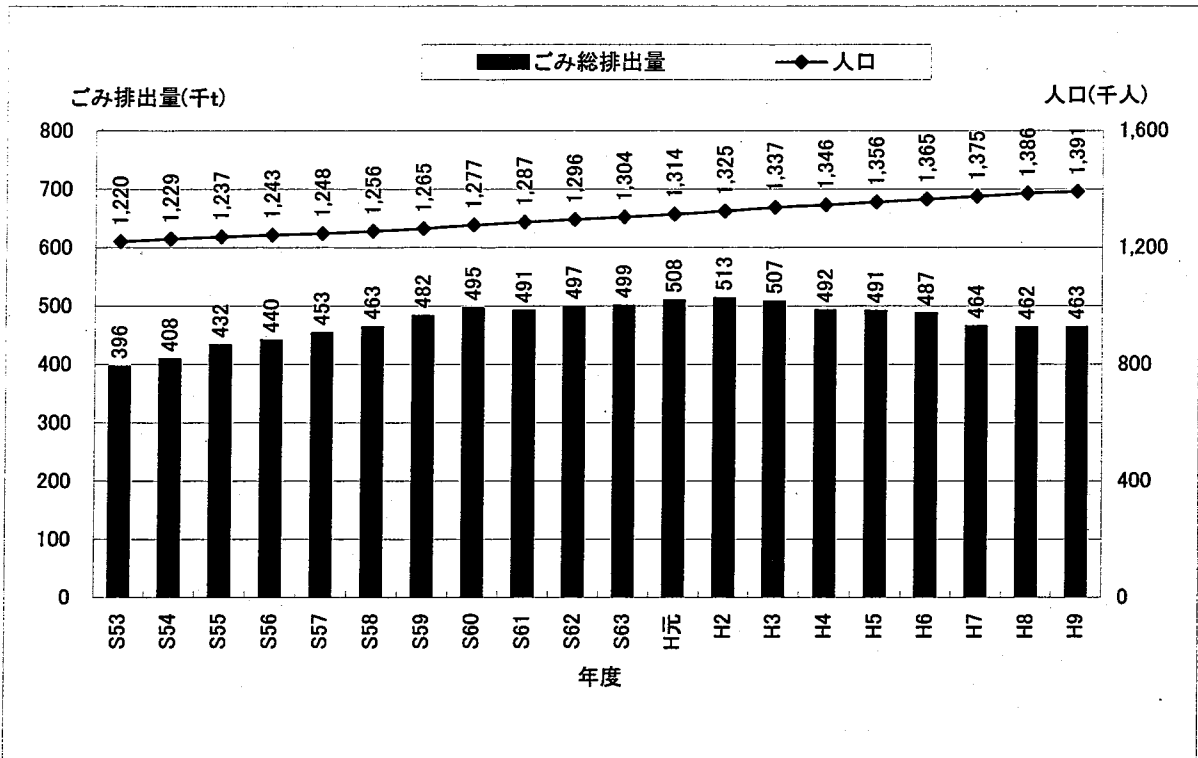


図2-1 ごみ総排出量の推移

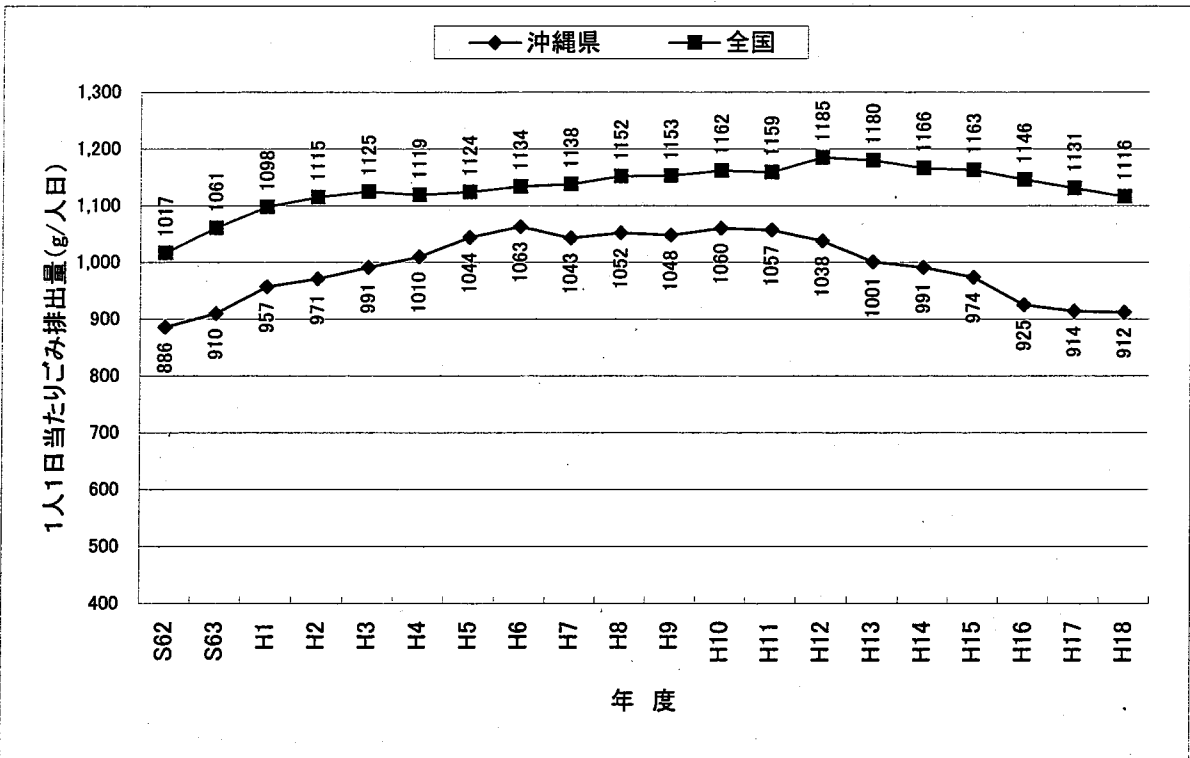


図2-2 1人1日当たり排出量の推移

表 2-3 収集ごみの処理状況の推移

(単位：t/年、下段()内はt/日)

区分 年度	ごみの 総処理量	直接焼却	直接埋立	焼却以外の 中間処理量	直接資源化	減量 処理率
" 9	492,717 (1,349.9)	334,880 (917.5)	115,357 (316.0)	42,480 (116.4)		76.6%
" 10	502,613 (1,377.0)	354,679 (971.7)	100,665 (275.8)	41,212 (112.9)	6,057 (16.6)	80.0%
" 11	507,015 (1,385.3)	353,956 (967.1)	102,941 (281.3)	43,863 (119.8)	6,255 (17.1)	79.7%
" 12	498,177 (1,364.9)	366,224 (1,003.4)	69,674 (190.9)	52,294 (143.3)	9,985 (27.4)	86.0%
" 13	492,298 (1,348.8)	385,120 (1,055.1)	42,071 (115.3)	49,279 (135.0)	15,828 (43.4)	91.5%
" 14	490,573 (1,344.0)	387,397 (1,061.4)	37,073 (101.6)	50,007 (137.0)	16,096 (44.1)	92.4%
" 15	481,655 (1,316.0)	380,325 (1,039.1)	32,704 (89.4)	52,963 (144.7)	15,663 (42.8)	93.2%
" 16	468,424 (1,283.4)	372,832 (1,021.5)	27,144 (74.4)	51,859 (142.1)	16,589 (45.4)	94.2%
" 17	454,884 (1,246.3)	379,331 (1,039.3)	20,377 (55.8)	46,193 (126.6)	8,983 (24.6)	95.5%
" 18	456,244 (1,250.0)	392,647 (1,075.7)	9,122 (25.0)	45,385 (124.3)	9,090 (24.9)	98.0%

注)・直接埋立は焼却残渣等の埋立量を除く。

・「直接資源化」とは、資源化等を行う施設を経ずに直接、再生業者等に搬入される量であり、平成10年度より新たに設けられた項目である。

・減量処理率＝(直接焼却量)＋(資源化等の中間処理量)＋(直接資源化量)÷(ごみの総処理量)×100

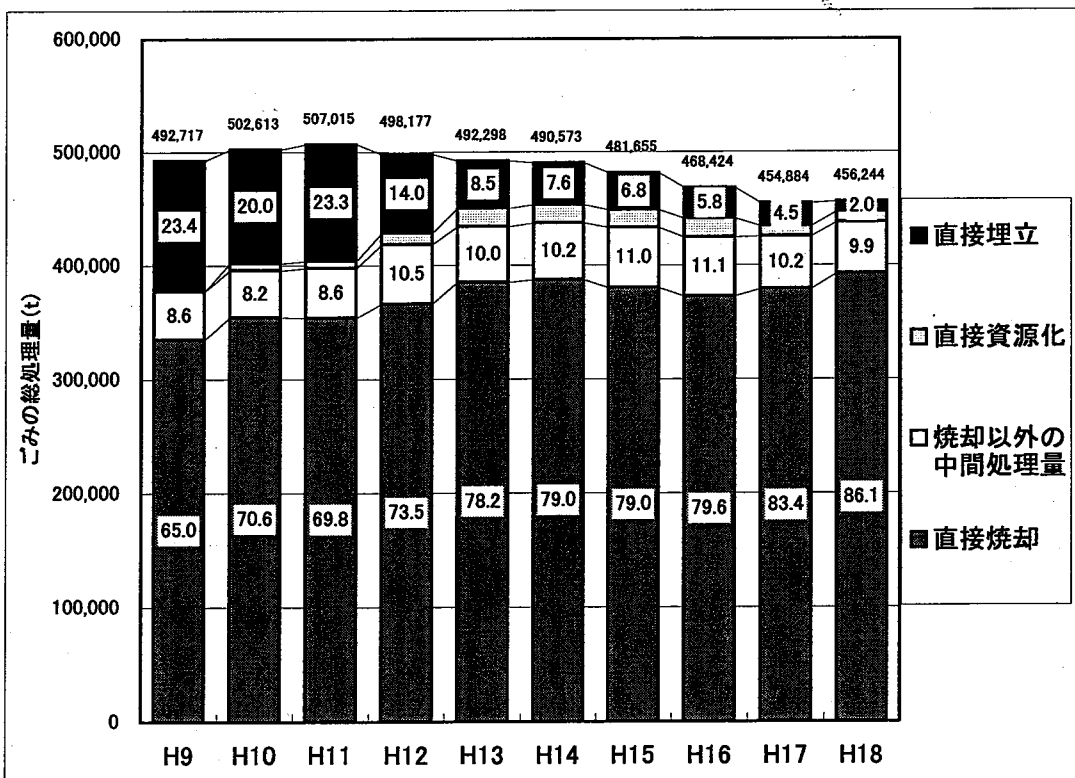
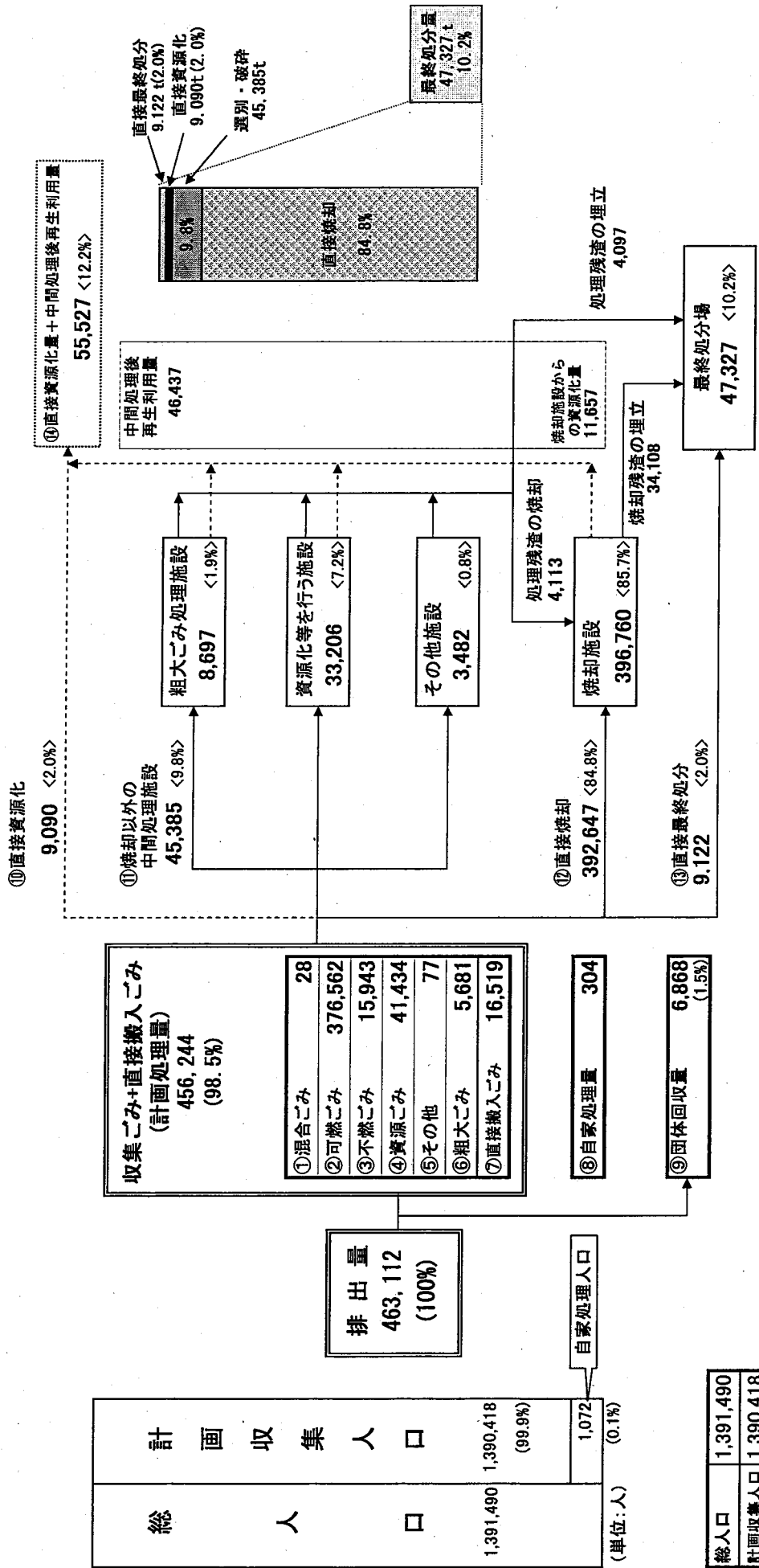


図 2-3 収集ごみの処理状況の推移

注) グラフ中の数値は構成比率 (%) を示す

ごみ処理量等(単位:t)



- ・収集ごみ=①+②+③+④+⑤+⑥=439,725 t/年
- ・1人1日当たり排出量=(①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)/総人口=912 g/日・人
- ・ごみの総処理量=⑩+⑪+⑫+⑬=456,244t/年
- ・総資源化量=⑨+⑭=62,395 t/年
- ・リサイクル率=(⑨+⑭)/(⑨+⑩+⑪+⑫+⑬)=13.5%

図2-4 ごみ処理フローシート・ごみ処理の状況(平成18年度実績)

表2-4 総資源化量とリサイクル率の推移

(単位:t/年)

年度	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18
市町村等によるごみの資源化量	22,269	24,417	27,846	34,853	50,262	51,318	52,104	54,125	47,205	55,527
中間処理後再生利用量	22,269	18,360	21,591	24,868	34,434	35,222	36,441	37,536	38,222	46,437
直接資源化量	-	6,057	6,255	9,985	15,828	16,096	15,663	16,589	8,983	9,090
団体回収量	6,473	5,701	5,490	5,714	4,063	4,696	4,311	4,214	7,467	6,868
資源化量合計	28,742	30,118	33,336	40,567	54,325	56,014	56,415	58,339	54,672	62,395
ごみの総処理量	492,717	502,613	507,015	498,177	492,298	490,573	481,655	468,424	454,884	455,959
ごみの総排出量	499,190	508,314	512,505	506,733	491,906	490,590	486,704	464,421	462,351	462,847
リサイクル率(%) <沖縄県>	5.8%	5.9%	6.5%	8.0%	11.0%	11.4%	11.6%	12.6%	11.8%	13.5%
リサイクル率(%) <全国>	11.0%	12.1%	13.1%	14.3%	15.0%	15.9%	16.8%	17.6%	19.0%	19.6%

注) : 「中間処理後再生利用量」とは、資源ごみ、粗ごみ等を処理した後、鉄、アルミ等を回収し資源化した量である。
 ・ 「団体回収量」とは、市町村による用具の貸出、補助金の交付等で市町村登録された住民団体によって回収された量を含む。ごみの総排出量に含めていない。
 ・ 平成9年度までは、「直接資源化量」は「中間処理後再生利用量」に計上されていたと思われる。
 ・ リサイクル率(%) = 「直接資源化量 + 中間処理後再生利用量 + 団体回収量」 ÷ 「ごみの総処理量 + 団体回収量」

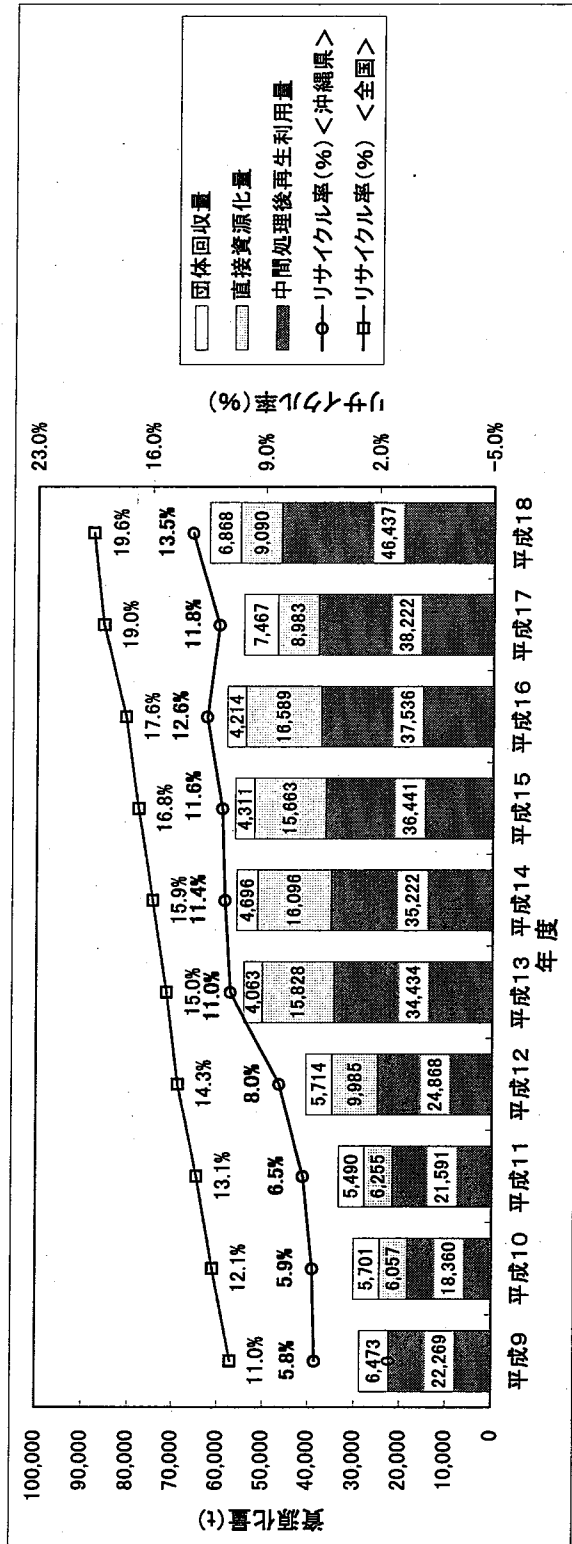


図2-5 総資源化量とリサイクル率の推移

表2-5 ごみの形態別収集量・率の推移

区分	平成9		平成10		平成11		平成12		平成13		平成14		平成15		
	収集量	率	収集量	率	収集量	率	収集量	率	収集量	率	収集量	率	収集量	率	
地方公共 団体に よるもの	直営	78,985	17.5%	65,537	14.1%	61,633	13.0%	54,217	11.3%	53,676	11.5%	53,308	11.5%	49,174	10.7%
	委託	236,872	52.5%	257,578	55.5%	265,824	55.9%	274,927	57.3%	264,136	56.7%	263,754	56.7%	257,366	56.1%
許可業者に よるもの		134,931	29.9%	141,184	30.4%	147,715	31.1%	150,780	31.4%	147,974	31.8%	148,258	31.9%	152,197	33.2%
	計	450,788	100.0%	464,299	100.0%	475,172	100.0%	479,924	100.0%	465,786	100.0%	465,320	100.0%	458,737	100.0%

区分	平成16		平成17		平成18		
	収集量	率	収集量	率	収集量	率	
地方公共 団体に よるもの	直営	50,080	11.3%	47,375	10.8%	43,841	10.0%
	委託	245,910	55.7%	240,954	54.9%	244,863	55.7%
許可業者に よるもの		145,469	33.0%	150,827	34.3%	151,021	34.3%
	計	441,459	100.0%	439,156	100.0%	439,725	100.0%

注)粗大ごみの計画収集量も含む。

表2-6 最終処分量の推移

(単位:千t)

区分 年度	直接 埋立量	焼却残渣 埋立量	処理残渣 埋立量	最終 処分量	ごみの 総処理量	最終処分率 〈沖縄県〉	最終処分率 〈全国〉
H9	115	53	12	180	499	36.1%	22.6%
H10	106	59	10	175	508	34.4%	21.2%
H11	103	55	12	170	513	33.1%	20.2%
H12	70	55	9	134	507	26.4%	19.2%
H13	42	50	8	100	492	20.3%	18.2%
H14	37	47	7	91	491	18.5%	16.7%
H15	33	48	6	87	487	17.9%	15.6%
H16	27	43	5	75	464	16.2%	15.2%
H17	20	34	5	59	462	12.8%	13.9%
H18	9	34	4	47	463	10.2%	13.1%

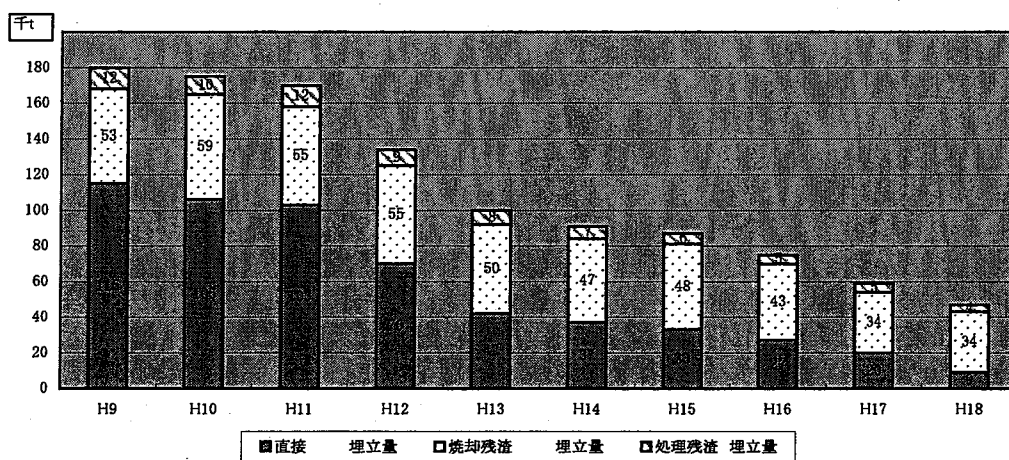


図2-6 最終処分量の推移

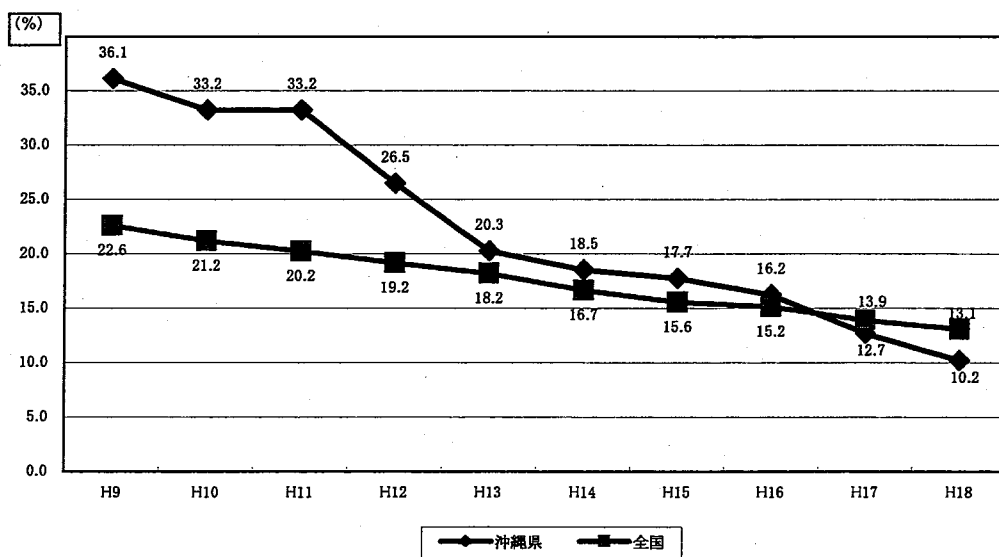


図2-7 最終処分率の推移

2 県内におけるし尿の処理

(1) し尿処理の状況

し尿とは、生し尿、くみ取りし尿、浄化槽清掃汚泥等であるが、いずれも一括してし尿処理施設で処理可能である。

○し尿計画収集人口

非水洗化計画収集人口（計画収集人口＋自家処理人口）は、水洗化人口（下水道人口＋浄化槽人口）の増加に伴い、年々減少傾向を示している。平成18年度は77,081人となっており、前年度比12.2%の減少となっている。（表2-7、図2-8）

○し尿の収集状況（1日当たり）

平成18年度において県内で排出されたし尿は及び浄化槽汚泥量は、1日当たり354.7 k1となっている。そのうち、354.4k1（99.9%）が計画収集され、0.3k1（0.1%）が自家処理されている。

なお、し尿の計画収集量はほぼ横ばいの傾向を示しているが、し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽の普及に伴い浄化槽汚泥収集量は増加傾向にある。（表2-8）

○し尿の処理状況（1日当たり）

平成18年度において県内で収集されたし尿は、1日当たり322.6k1がし尿処理施設で処理され、13.7k1が農地還元、16.7k1が下水道投入され、1.4k1がその他の方法で処理されている。（図2-9、表2-9、図2-10）

なお、海洋投入は平成16年5月で廃止されている。

(2) し尿の形態別収集量・率

平成18年度におけるし尿の形態別の収集状況は、市町村等によるものが2.0%（うち直営0%、委託2.0%）で、許可業者のよるものが98.0%となっている。（表2-10）

表2-7 計画処理区域内人口等の推移

年 度	平成6	平成7	平成8	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18
総人口	1,276,799	1,286,898	1,295,782	1,304,476	1,313,728	1,324,987	1,337,443	1,345,801	1,355,926	1,365,359	1,375,037	1,386,137	1,391,490
浄化槽人口	530,222	550,073	545,760	537,135	531,550	533,137	560,329	554,514	539,791	534,651	525,508	537,819	530,495
公共下水道人口	560,264	562,303	579,201	602,425	628,544	648,300	643,505	655,349	692,622	709,712	731,774	761,850	783,914
水洗化人口	1,090,486	1,112,376	1,124,961	1,139,560	1,160,094	1,181,437	1,203,834	1,209,863	1,232,413	1,244,363	1,257,282	1,299,669	1,314,409
非水洗化計画収集人口	176,284	158,850	163,233	154,837	145,085	135,414	127,223	132,529	118,644	116,564	114,274	81,056	76,865
非水洗化自家処理人口	10,029	9,431	7,568	10,079	8,549	8,136	6,386	3,409	4,869	4,432	3,481	5,412	216

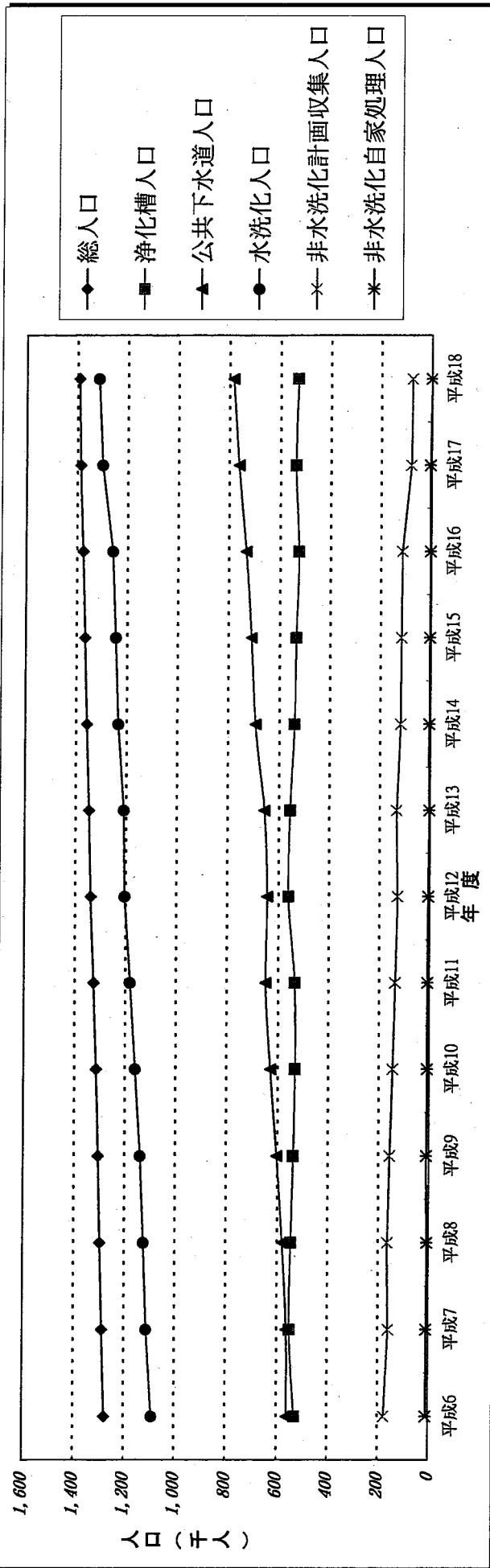
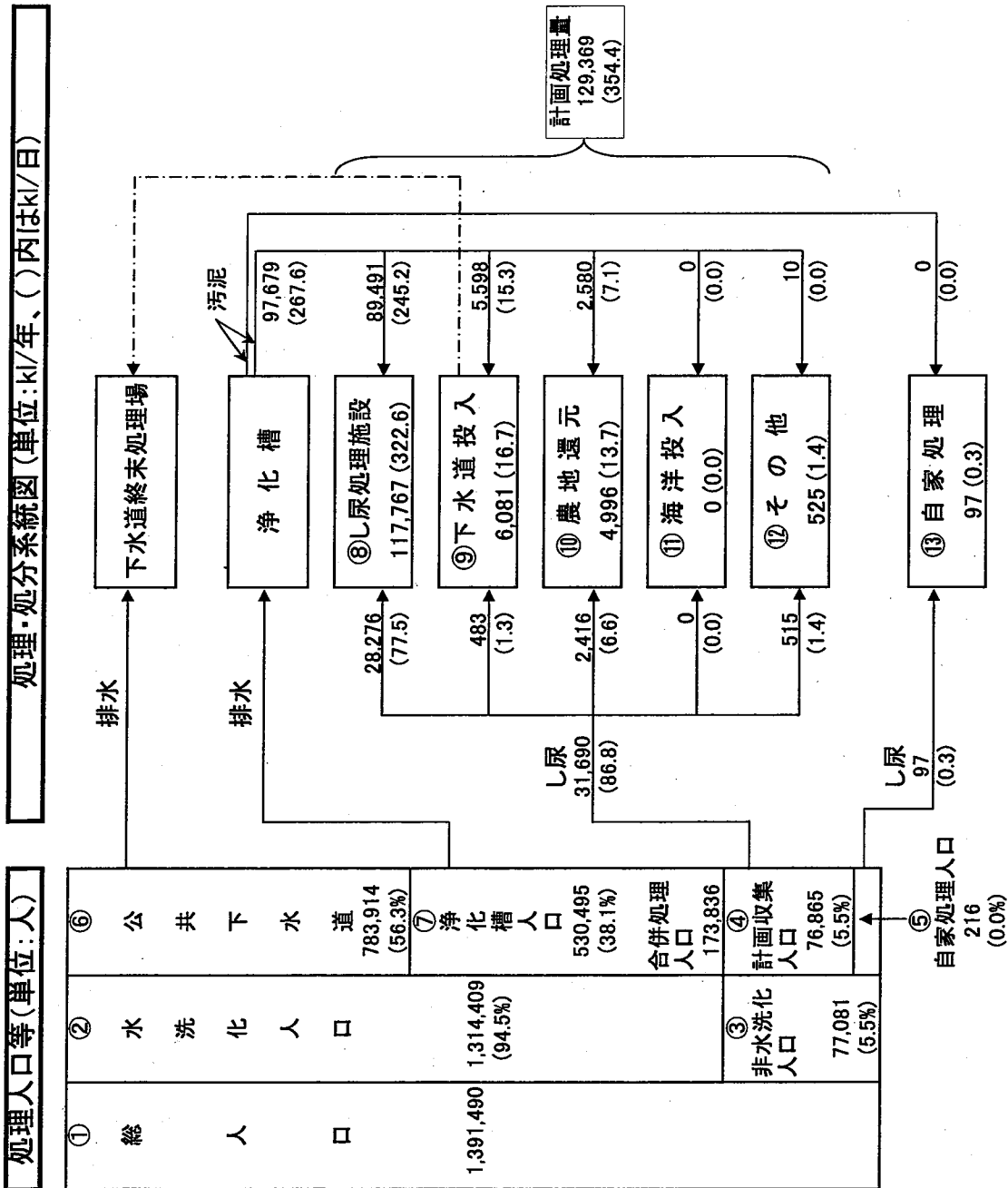


図2-8 計画処理区域内人口等の推移

表2-8 し尿の収集量・自家処理量の推移

区分 年度	計画収集量 (kl/日)			自家処理量 (kl/日)			合計 (kl/日)	計画処理率	
	し尿 (A)	浄化槽 汚泥(B)	計	し尿 (C)	浄化槽 汚泥(D)	計		し尿 ①	浄化槽 汚泥②
" 9	172.0	189.0	361.0	9.0	3.0	12.0	373.0	95.0%	98.4%
" 10	146.0	203.0	349.0	6.0	5.0	11.0	360.0	96.1%	97.6%
" 11	140.0	207.0	347.0	8.0	4.0	12.0	359.0	94.6%	98.1%
" 12	151.0	218.0	369.0	1.0	4.0	5.0	374.0	99.3%	98.2%
" 13	145.7	240.5	386.3	1.8	2.9	4.7	391.0	98.8%	98.8%
" 14	132.8	243.2	376.1	1.8	0.4	2.2	378.3	98.6%	99.8%
" 15	124.2	245.4	369.6	3.7	2.7	6.4	376.0	97.1%	98.9%
" 16	127.3	250.4	377.7	0.6	0.3	0.9	378.5	99.6%	99.9%
" 17	114.0	255.2	369.2	28.4	37.6	66.0	435.3	80.0%	87.2%
" 18	86.8	267.6	354.4	0.3	0.0	0.3	354.7	99.7%	100.0%

※ ①=(A)/(A)+(C)、②=(B)/(B)+(D)



- ・水洗化率 = ②/① = 94.5%
- ・非水洗化率 = ③/① = 5.5%
- ・公共下水道水洗化率 = ⑥/① = 56.3%
- ・浄化槽水洗化率 = ⑦/① = 38.1%
- (うち合併処理浄化槽水洗化率 = 12.5%)
- ・非水洗化人口における計画収集率 = ④/③ = 99.7%
- ・非水洗化人口における自家処理率 = ⑤/③ = 0.3%
- ・計画処理量(含浄化槽汚泥)
 - ⑧+⑨+⑩+⑪+⑫ = 354.4 kl/日
- ・総処理量(計画処理量+自家処理量)
 - ⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬ = 354.7 kl/日
- ・し尿処理施設及び下水道投入による処理率
 - (⑧+⑨)/a = 95.7%
- ・1人1日当たりし尿計画処理量
 - (a-267.6)/④ = 1.13 ㉞/人・日
- ・1人1日当たりし尿排出量
 - (b-267.6-0.0)/③ = 1.13 ㉞/人・日
- ・1人1日当たり浄化槽汚泥計画処理量
 - 267.6/⑦ = 0.50 ㉞/人・日
- ・1人1日当たり浄化槽汚泥排出量
 - (267.6+0.0)/⑦ = 0.50 ㉞/人・日
- ・し尿処理施設と処理能力

計12施設	508kl/日
嫌気性処理(5施設)	250kl/日
好気性処理(7施設)	258kl/日

図2-9 し尿処理フローシート・し尿処理の状況(平成18年度)

表2-9 くみ取りし尿の処理方法の推移

(単位:kl/日)

年度	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18
下水道マンホール投入	14.0	15.0	16.0	18.8	17.2	19.1	19.1	19.3	23.4	16.7
し尿処理施設	263.0	255.0	262.0	284.7	292.7	291.3	284.4	303.3	318.6	322.6
農地還元	20.0	21.0	20.0	16.4	34.4	18.4	19.2	21.6	21.6	13.7
海洋投入	60.0	56.0	47.0	47.2	41.4	38.1	36.4	25.3	0.0	0.0
その他	4.0	1.0	2.0	1.9	1.2	9.1	8.7	8.3	5.6	1.4
自家処理	12.0	11.0	12.0	5.3	4.7	2.2	6.3	0.9	66.0	0.3

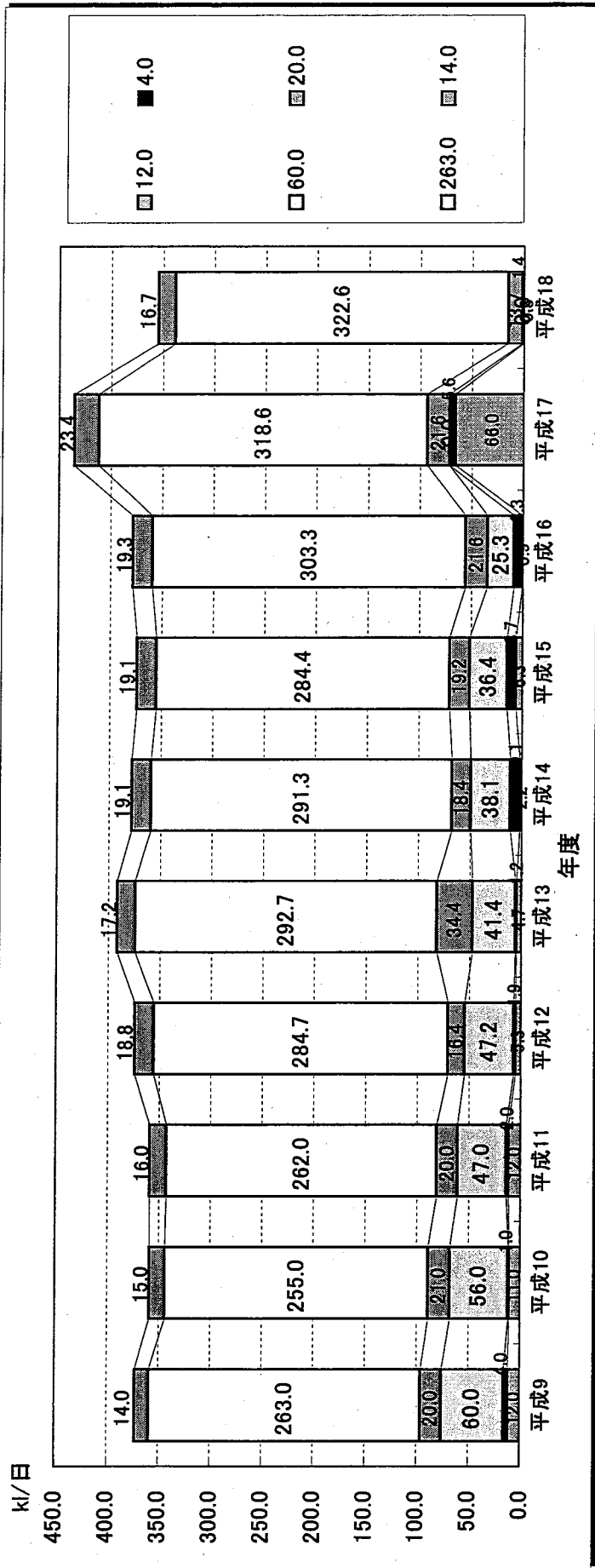


図2-10 くみ取りし尿の処理方法の推移

表2-10 し尿の形態別収集量・率の推移

(単位:kl/年)

区分	平成9		平成10		平成11		平成12		平成13		平成14		
	数量	率	数量	率	数量	率	数量	率	数量	率	数量	率	
地方公共 団体によ るもの	直営	80	0.1%	0	0.0%	130	0.1%	282	0.2%	2,395	1.8%	455	0.4%
	委託	4,732	3.6%	11,935	9.4%	12,538	9.9%	9,760	7.2%	5,479	3.9%	5,252	4.0%
許可業者 によるもの		127,007	96.3%	115,206	90.6%	114,573	90.0%	125,017	92.6%	133,108	94.4%	125,485	95.6%
計		131,819	100.0%	127,141	100.0%	127,241	100.0%	135,059	100.0%	140,982	100.0%	131,192	100.0%

区分	平成15		平成16		平成17		平成18		
	数量	率	数量	率	数量	率	数量	率	
地方公共 団体によ るもの	直営	0	0.0%	1,631	1.2%	0	0.0%	0	0.0%
	委託	11,147	8.2%	4,942	3.6%	4,230	3.1%	2,627	2.0%
許可業者 によるもの		124,166	91.8%	131,258	95.2%	130,532	96.9%	126,742	98.0%
計		135,313	100.0%	137,831	100.0%	134,762	100.0%	129,369	100.0%

注)収集量には、浄化槽汚泥も含む。

3 一般廃棄物処理施設の整備状況

(1) ごみ処理施設の整備状況

平成20年3月末現在の整備状況は、表2-11～2-14のとおりで、稼働中のごみ焼却施設が31施設（1,737t/日）、粗大ごみ処理施設が9施設（202t/日）、最終処分場（国庫補助施設のみ）が17施設、再生利用施設（国庫補助施設のみ）が21施設整備されている。

しかし、伊是名村等2町村はごみ焼却施設が未整備であり、糸満市等18市町村は最終処分場が未整備である。最終処分場未整備の市町村のうち、4町村が3施設を整備中であり、8市町村が3施設の整備を検討中である。また、残る6市村については、熔融スラグ化により対応している。

今後とも、地域の特性及び実状を勘案し、国の高率の交付金等を活用した施設整備を促進する必要がある。

(2) ごみ焼却施設のダイオキシン類排出濃度測定状況

平成19年度の各ごみ焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度測定結果は、表2-15のとおりとなっている。

平成20年3月現在、県内31箇所（39市町村）のごみ焼却施設が稼働しており、施設を未整備の2町村は、平成14年12月から旧施設を休止しており、新施設の整備について検討中である。

(3) し尿処理施設の整備状況

平成20年3月末現在の整備状況は、表2-16のとおり、し尿処理施設は12施設（508kl/日）整備されており、他の市町村においても、下水道の整備や合併処理浄化槽の設置促進が図られている。

今後は、下水道等の整備計画との整合性を図りつつ、浄化槽汚泥や生ごみ等の有機性廃棄物を併せて処理する汚泥再生処理センターを整備する必要がある。

表2-11 一般廃棄物焼却施設整備状況

平成20年3月末現在

	実施主体	構成市町村		規模(t/日)	処理方式	当初着工年月	当初事業費 (千円)	直近着工年月	累計基幹改良費 (千円)	備考 (基幹改良回数)
		所在地	所在地							
本島	1 名護市	名護市		40	機械化 ^ハ マ	S51.11	672,700	H18.6	1,057,206	(4回)
		名護市宇字茂佐1710-3		20 t/ 8h × 2 基	S52.12	H19.3				
	2 国頭村	国頭村		15	機械化 ^ハ マ	S57.9	348,757	H9.8	475,400	(2回)
		国頭村宇字土名山地名原479-1外13		7.5 t/ 8h × 2 基	S58.3	H10.3				
	3 本部町今帰仁村清掃施設組合	本部町、今帰仁村		40	機械化 ^ハ マ	H7.9	999,499			
		本部町宇字北里182		20 t/ 8h × 2 炉	H10.3					
	4 中部北環境施設組合	うるま市、恩納村		166	直接熔融	H14.11	5,950,707			
		うるま市具志川宇字栄野比1211-6		83 t/ 24h × 2 基	H16.11					
	5 金武地区消防清掃組合	金武町、宜野座村		20	機械化 ^ハ マ	S59.2	386,956	H17.2	964,565	(4回)
		宜野座村宇字漢那2536-23		10 t/ 8h × 2 基	S60.12	H18.2				
	6 比謝川行政事務組合	嘉手納町、読谷村		70	准連続	H7.2	2,887,221	H18.3	438,585	(1回)
		嘉手納町宇字久得242-1		35 t/ 16h × 2 炉	H10.3	H19.3				
	7 倉浜衛生施設組合 (第3工場)	沖繩市、宜野湾市、北谷町		120	准連続	S55.10	1,840,271	H11.2	465,522	(1回)
		沖繩市倉敷152		60 t/ 16h × 2 炉	S57.3	H11.12				
8 倉浜衛生施設組合 (第2工場)	沖繩市、宜野湾市、北谷町		100	准連続	S49.10	984,282	H11.2	549,450	(2回)	
	沖繩市倉敷152		50 t/ 16h × 2 炉	S51.3	H11.12					
9 中城村北中城村清掃事務組合	中城村、北中城村		40	全連続	H12.12	5,880,000			防衛施設庁予算(当初)	
	中城村宇字伊舎堂当原787外		20 t/ 24h × 2 基	H15.5						
10 那覇市・南風原町環境施設組合	那覇市、南風原町		450	全連続	H14.8	16,748,376				
	南風原町宇字新川650		150 t/ 24h × 3 基	H18.3						
11 浦添市	浦添市		150	全連続	S55.10	2,349,961	H18.6	4,539,849	(3回)	
	浦添市伊奈武瀬1-8-1		75 t/ 24h × 2 基	S57.12	H19.3					
12 東部清掃施設組合	西原町、与那原町、南城市(佐敷)		90	准連続	S58.4	1,938,501	H18.9	3,257,961	(5回)	
	与那原町宇字板良敷1612		45 t/ 16h × 2 炉	S60.3	H20.3					
13 島尻消防清掃組合	南城市(知念、玉城、大里)、八重瀬町		40	機械化 ^ハ マ	S51.8	600,653	H13.3	1,608,105	防衛施設庁予算(当初、2回)	
	南城市玉城宇字奥武宇和城原996		20 t/ 8h × 2 炉	S55.3	H14.3					
14 糸満市豊見城市清掃施設組合	糸満市、豊見城市		200	全連続	H7.12	9,179,278				
	糸満市宇字束里74-1		100 t/ 24h × 2 炉	H10.3						
離島	15 伊江村	伊江村		7	機械化 ^ハ マ	H14.10	1,023,000			防衛施設庁予算(当初)
		伊江村宇字東江上カダ原2788外		7 t/ 8h × 1 炉	H16.2					
	16 久米島町	久米島町		20	機械化 ^ハ マ	S63.10	504,952	H9.10	127,050	(1回)
		久米島町宇字阿嘉297-133		10 t/ 8h × 2 基	H2.3	H10.3				
	17 渡嘉敷村	渡嘉敷村		4	機械化 ^ハ マ	H10.9	686,368			
		渡嘉敷村宇字渡嘉敷1845		4 t/ 8h × 1 炉	H11.7					
	18 座間味村	座間味村(阿嘉島)		3	機械化 ^ハ マ	H9.4	344,400			
		座間味村阿嘉島地内		3 t/ 8h × 1 炉	H10.3					
	19 座間味村	座間味村		4	ガス化熔融	H14.12	883,902			
		座間味村宇字座間味牧治地内		4 t/ 8h × 1 炉	H15.8					
	20 栗国村	栗国村		3	機械化 ^ハ マ	H15.6	645,037			
		栗国村草戸原2334		3 t/ 8h × 1 炉	H16.3					
	21 渡名喜村	渡名喜村		2	ガス化熔融	H14.3	678,300			
		渡名喜村高田地内		2 t/ 8h × 1 炉	H15.3					
22 南大東村	南大東村		3	機械化 ^ハ マ	H10.12	534,601				
	南大東村宇字池之沢1-1		3 t/ 8h × 1 炉	H12.5						
23 北大東村	北大東村		2	機械化 ^ハ マ	H12.12	609,175				
	北大東村宇字南211-1		2 t/ 8h × 1 炉	H14.3						
24 宮古島市	宮古島市		60	准連続	S51.9	492,044	H14.3	1,313,792	(4回)	
	宮古島市平良宇字西仲宗根565-1		30 t/ 16h × 2 基	S52.7	H14.11					
25 多良間村	多良間村		3	機械化 ^ハ マ	H11.9	566,230				
	多良間村宇字仲筋1624-2		3 t/ 8h × 1 炉	H12.5						
26 石垣市	石垣市		80	准連続	H7.3	2,829,941				
	石垣市宇字平得大俣1273-439		40 t/ 16h × 2 炉	H9.10						
27 伊平屋村	伊平屋村		3	機械化 ^ハ マ+反汚染	H16.1	1,284,740				
	伊平屋村宇字田茂原地内		3 t/ 8h × 1 炉	H17.5						
28 竹富町	竹富町(波照間島)		0.4	ガス化燃焼	H16.1	36,385				
	竹富町宇字波照間4969-1		0.4 t/ 8h × 1 炉	H17.5						
29 竹富町	竹富町(黒島)		0.4	ガス化燃焼	H16.1	37,469				
	竹富町宇字黒島2601		0.4 t/ 8h × 1 炉	H17.5						
30 竹富町	竹富町(竹富島)		0.4	ガス化燃焼	H16.1	43,960				
	竹富町宇字竹富878		0.4 t/ 8h × 1 炉	H17.5						
31 竹富町	竹富町(小浜島)		0.5	ガス化燃焼	H16.1	37,711				
	竹富町宇字小浜3400-1		0.5 t/ 8h × 1 炉	H17.5						
合計		39市町村		1,737 t/日			62,005,376		14,797,485	

※ 基幹改良=国の補助を受け、焼却施設を修繕すること。上記表中では、当初事業(施設建設時)と基幹改良事業を分けて掲載。

※ 新焼却施設の稼働に伴い稼働を停止した焼却施設(平成16年7月1日以降)

本島	1 中部北環境施設組合 (東西工場)	石川市、恩納村	40	機械化 ^ハ マ	S52.8	526,420	-	-	
		石川市宇字伊波1553-29	20 t/ 8h × 2 基	S54.3					
2 中部北環境施設組合 (与勝工場)	与那城町、勝連町	勝連町宇字内間2675-1	15	機械化 ^ハ マ	S52.2	453,285	-	-	防衛施設庁予算
			20	機械化 ^ハ マ	S55.3				

表2-12 一般廃棄物最終処分場整備状況

平成20年3月末現在

実施主体	構成市町村	埋立開始年月	終了予定年月	埋立面積(m ²)	埋立容量(m ³)	平成18年度末(推計)		総事業費(千円)
						残余容量(m ³)	残余年数(年)	
1 比謝川行政事務組合	誂谷村、嘉手納町	H60.4	H35.3	15,650	155,000	118,528	37.4	1,436,820
2 恩納村	恩納村、うるま市	H3.5	H24.3	12,300	100,000	56,000	56.1	583,220
3 伊江村	伊江村	H3.4	H24.3	25,382	72,400	38,990	97.5	160,734
4 那覇市・南風原町環境施設組合	那覇市、南風原町	H5.4	H19.3	48,000	900,000	0	0.0	1,949,821
5 宮古島市	宮古島市	H6.6	H26.3	10,600	81,000	44,550	13.5	893,114
6 名護市	名護市	H7.4	H22.3	20,000	185,000	30,746	3.4	1,148,470
7 倉浜衛生施設組合	沖繩市、宜野湾市、北谷町	H9.2	H24.3	38,000	400,000	283,408	20.2	2,738,582
8 宮古島市	宮古島市	H9.3	H30.3	7,000	52,000	30,160	14.5	906,400
9 石垣市	石垣市	H11.2	H27.3	15,200	140,000	71,165	10.4	2,224,183
10 粟国村	粟国村	H11.3	H28.3	6,000	15,000	10,000	20.0	580,670
11 渡嘉敷村	渡嘉敷村	H14.2	H35.3	3,000	15,000	14,521	81.6	466,917
12 多良間村	多良間村	H14.7	H35.3	3,000	10,000	9,926	55.1	503,214
13 久米島町	久米島町	H16.3	H36.3	5,000	25,000	22,264	8.1	583,687
14 国頭地区行政事務組合	国頭村、東村、大宜味村	H18.4	H38.3	7,200	45,000	44,664	27.8	1,214,621
15 竹富町	竹富町	H18.4	H33.3	4,300	22,000	20,553	14.0	637,539
16 伊是名村	伊是名村	H18.11	H34.3	2,500	11,000	11,000	-	416,684
17 与那国町	与那国町	H19.4	H39.3	3,000	11,000	10,299	6.4	716,338
18 那覇市・南風原町環境施設組合	那覇市、南風原町	H19.4	H33.3	13,000	93,500	93,500	-	4,338,657
合計	23市町村			239,132	2,332,900	910,274	6.7	21,499,671

表2-13 粗大ごみ処理施設整備状況

平成20年3月末現在

実施主体	構成市町村	規模(t/日)	処理方式	総事業費(千円)	着工年月	竣工年月	備考
1 倉浜衛生施設組合(第2工場)	沖繩市、宜野湾市、北谷町	25	併用	984,282	S49.10	S51.3	
2 那覇市・南風原町環境施設組合	那覇市、南風原町	25	破碎	3,515,978	S54.9	S56.12	
3 倉浜衛生施設組合(第2工場)	沖繩市、宜野湾市、北谷町	25	併用	1,840,271	S55.10	S57.3	
4 浦添市	浦添市	25	破碎	2,349,961	S55.9	S57.12	
5 比謝川行政事務組合	嘉手納町、誂谷村	13	併用	666,672	H7.2	H10.3	
6 本部町・今帰仁村清掃施設組合	本部町、今帰仁村	15	併用	330,969	H7.9	H10.3	
7 糸満市・豊見城市清掃施設組合	糸満市、豊見城市	30	併用	1,862,782	H7.12	H10.3	
8 名護市	名護市	5	併用	426,570	H10.10	H11.3	
9 那覇市・南風原町環境施設組合	那覇市、南風原町	39	併用	2,513,355	H14.8	H18.3	
合計	13市町村	202		14,490,840			

※ 処理方式の併用とは、粗大ごみの破碎と圧縮の両方の処理を行うこと。

表2-14 廃棄物再生利用施設整備状況

平成20年3月末現在

実施主体	構成市町村	施設規模	総事業費(千円)	着工年月	竣工年月	備考
1 那覇市	那覇市	50 t/8h	1,869,900	H6.2	H7.3	
2 浦添市	浦添市	40 t/5h	3,515,978	H9.11	H11.3	
3 中城村北中城村清掃事務組合	中城村、北中城村	9 t/5h	5,880,000	H12.12	H15.5	総事業費はごみ処理施設と一体的(防衛施設庁予算)
4 中部北環境施設組合	うるま市、恩納村	57 t/5h	3,163,983	H14.2	H16.3	
小計	6市村	156 t/日	14,429,861			
1 渡嘉敷村	渡嘉敷村	1 t/日	169,845	H12.9	H14.3	
2 多良間村	多良間村	1 t/日	175,486	H12.9	H14.3	
3 伊江村	伊江村	1 t/日	1,023,000	H14.10	H16.2	総事業費はごみ処理施設と一体的(防衛施設庁予算)
4 久米島町	久米島町	3 t/日	439,517	H15.1	H16.3	
5 国頭地区行政事務組合	国頭村、東村、大宜味村	4.8 t/日	544,339	H16.10	H18.3	
6 竹富町	竹富町	1.4 t/日	354,900	H16.11	H18.2	
7 与那国町	与那国町	1 t/日	416,120	H17.3	H18.11	
8 宮古島市(伊良部島)	宮古島市	1 t/日	213,691	H19.9	H20.3	
小計	10町村	14.2 t/日	3,336,898			
1 石垣市	石垣市	576 m ²	107,520	H9.11	H10.3	
2 渡嘉敷村	渡嘉敷村	200 m ²	49,936	H10.10	H11.3	
3 糸満市	糸満市	631 m ²	104,749	H11.11	H12.3	
4 島尻消防清掃組合	南城市(旧:知念村、玉城村、大里村)、八重瀬町	612 m ²	145,569	H12.3	H12.8	
5 多良間村	多良間村	234 m ²	54,295	H13.8	H14.3	
6 北大東村	北大東村	150 m ²	46,515	H14.4	H14.8	
7 国頭地区行政事務組合	国頭村、東村、大宜味村	450 m ²	81,375	H16.10	H18.3	
8 本部町・今帰仁村清掃施設組合	本部町、今帰仁村	600 m ²	265,900	H18.2	H19.1	
9 中部北環境施設組合	うるま市、恩納村	150 m ²	181,965	H19.8	H20.3	
小計	14市町村	3,603 m ²	1,037,824			
合計	23市町村		18,804,583			

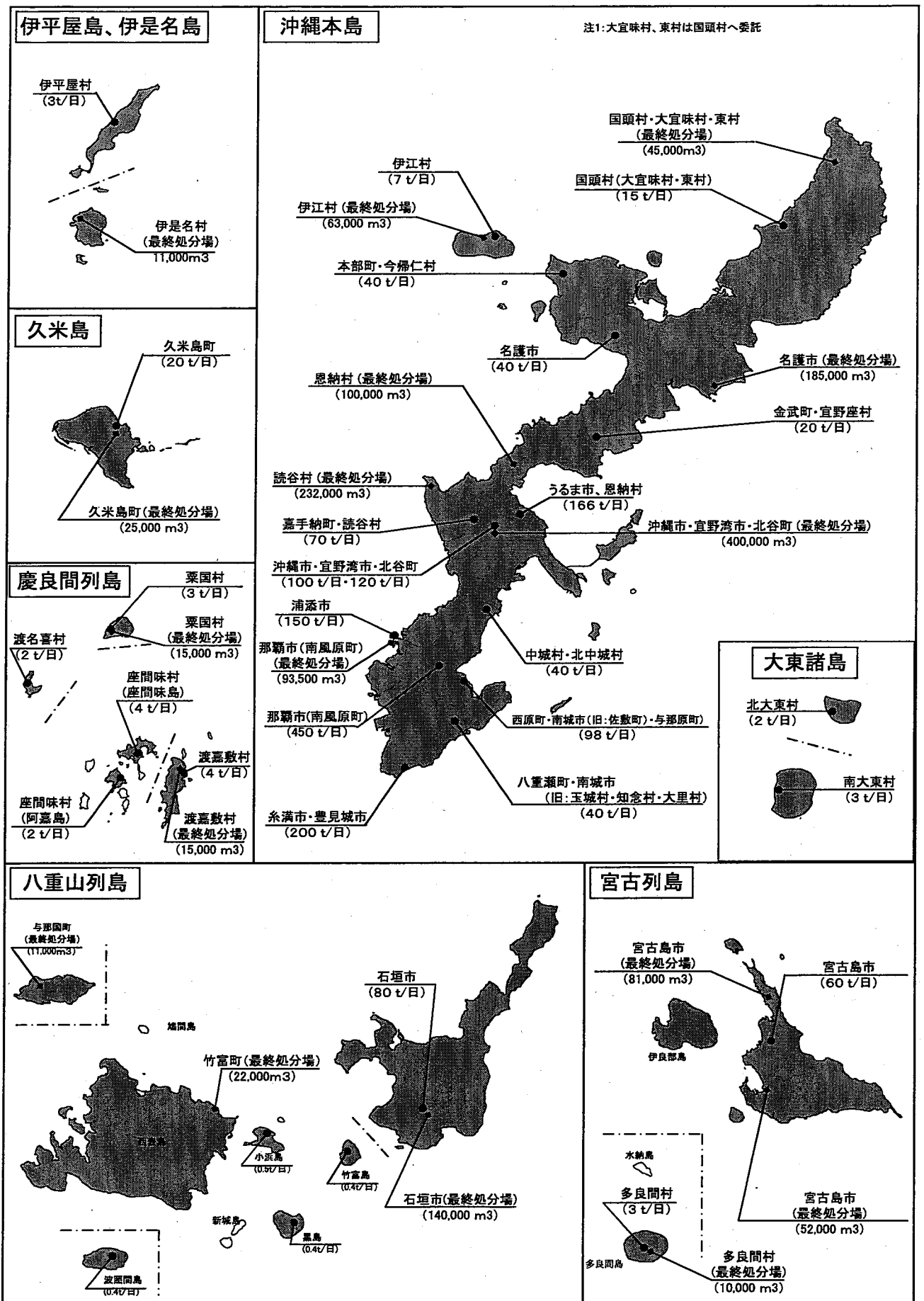


図2-11 ごみ処理施設整備状況(平成20年3月末現在)

表2-15 ごみ焼却施設からのダイオキシン類排出量

H19年度測定結果

	自治体名	施設名	ダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/m ³)			年間排出量 (g-TEQ/年)	
			炉番号	測定値	基準値		
沖繩本島	浦添市	浦添市クリーンセンター	1号炉	0.10	5	0.013	
			2号炉	0.0019		0.00029	
	名護市	名護市環境センター	共通	0.22	5	0.039	
	倉浜衛生施設組合	第2工場	共通	1.5	5	0.39	
			1号炉	2.2	5	0.22	
	倉浜衛生施設組合	第3工場	2号炉	1.2		0.17	
			東部清掃施設組合	東部清掃施設組合清掃工場	1号炉	0.00014	5
	2号炉	0.00024			0.000010		
	糸満市豊見城市清掃施設組合	糸豊環境美化センター	1号炉	0.093	1	0.014	
			2号炉	0.068		0.0086	
	本部町今帰仁村清掃施設組合	環境美化センター	1号炉	0.31	5	0.0071	
			2号炉	0.19		0.0042	
	島尻消防清掃組合	島尻環境美化センター	共通	0.051	5	0.0058	
	中城村北中城村清掃事務組合	中城青葉苑	1号炉	0.046	5	0.0054	
			2号炉	0.087		0.010	
	金武地区消防衛生組合	金武地区清掃センター	共通	0.47	10	0.035	
国頭地区行政事務組合	環境センター	共通	0.50	10	0.015		
比謝川行政事務組合	環境美化センター	1号炉	1.4	5	0.23		
		2号炉	0.71		0.12		
中部北環境施設組合	美島環境クリーンセンター	1号炉	0.00015	1	0.000018		
		2号炉	0.0000014		0.00000013		
那覇市・南風原町環境施設組合	那覇・南風原クリーンセンター	1号炉	0.0012	0.1	0.00020		
		2号炉	0.0016		0.00040		
		3号炉	0.000068		0.000016		
本島周辺離島	伊江村	伊江村E&Cセンター	1号炉	0.035	5	0.00027	
	渡嘉敷村	渡嘉敷村グリーンセンター	1号炉	0.34	10	0.0010	
	座間味村	阿嘉島クリーンセンター	1号炉	休止中	10	0	
			座間味村クリーンセンター	1号炉	休止中	5	0
	粟国村	粟国村ごみ焼却施設	1号炉	0.42	5	0.00031	
	渡名喜村	渡名喜村ごみ焼却施設	1号炉	0.0051	5	0.00000010	
	南大東村	南大東村クリーンセンター	1号炉	0.056	10	0.00013	
	北大東村	うふあがりクリーンセンター	1号炉	1.7	5	0.0048	
	伊平屋村	伊平屋村クリーンセンター	1号炉	1.5	5	0.0078	
久米島町	久米島クリーンセンター	共通	0.27	5	0.015		
宮古	宮古島市	クリーンセンター(平良工場)	共通	0.074	5	0.010	
	多良間村	クリーンセンターたらま	1号炉	0.27	10	0.00094	
八重山	石垣市	石垣市クリーンセンター	1号炉	0.27	5	0.016	
			2号炉	0.52		0.028	
	竹富町	黒島小型焼却炉施設	1号炉	0.090	5	0.000084	
			波照間小型焼却炉施設	1号炉	0.0000035	5	0.0000000037
			竹富小型焼却炉施設	1号炉	0.012	5	0.000028
小浜小型焼却炉施設	1号炉	0.0000016	5	0.0000000035			
年間排出量合計						1.38	

注1 焼却施設を整備していない市町村(伊是名村、与那国町)

注2 炉番号の共通とは、複数の炉の排ガスを煙突等の排ガスが混合する共通の煙道で測定したこと。

注3 測定結果は、平成19年度の測定結果。

注4 ダイオキシン類の毒性等価計数は、WHO-TEF(1998)を適用した。

表2-16 L尿処理施設整備状況

平成20年3月末現在

実施主体	構成市町村	規模 (kl/日)	処理方式	総事業費 (千円)	着工年月	竣工年月	平18年度 処理実績 (kl/年)
1 石垣市	石垣市	25	嫌消	80,317	昭46. 6	昭47. 6	9,858
2 名護市	名護市、国頭村(委託)、 東村(委託)、 大宜味村(委託)	40	二段活	115,997	昭47. 8	昭48. 3	13,347
3 東部清掃施設組合	与那原町、西原町、南城市 (旧 佐敷町)	30	嫌消	157,693	昭48. 8	昭49. 1	9,884
4 本部町今帰仁村 清掃施設組合	本部町、今帰仁村	35	"	579,180	昭49. 9	昭50. 5	4,861
5 倉浜衛生施設組合	沖縄市、宜野湾市、北谷町	130	"	1,293,000	昭51. 3	昭52. 2	18,660
6 中城村北中城村 清掃事務組合	中城村、北中城村	30	"	429,871	昭52. 2	昭53. 2	6,273
7 中部衛生施設組合	うるま市、嘉手納町、 読谷村、浦添市(委託)	80	二段活 (低希釈)	850,345	昭53. 3	昭55. 6	16,265
8 糸満市豊見城村 清掃施設組合	糸満市、豊見城市	65	"	998,496	昭55. 12	昭57. 3	11,243
9 宮古島市(旧伊良 部町)	宮古島市(旧 伊良部 町)	10	好気性 (低希釈)	242,000	昭56. 1	昭58. 3	
10 多良間村	多良間村	3	二段活 (低希釈)	83,000	昭57. 11	昭58. 3	347
11 宮古島市	宮古島市(旧平良市、城 辺町、下地町、上野村)	30	好気性 (高負荷)	612,696	昭60. 4	昭61. 3	12,013
12 島尻消防清掃組合	南城市、(旧 知念村、玉 城村、大里村) 八重瀬町 (旧 具志頭村)	30	二段活 (低希釈)	893,464	昭61. 2	昭62. 9	7,408
合 計	24	508		6,336,059			110,159

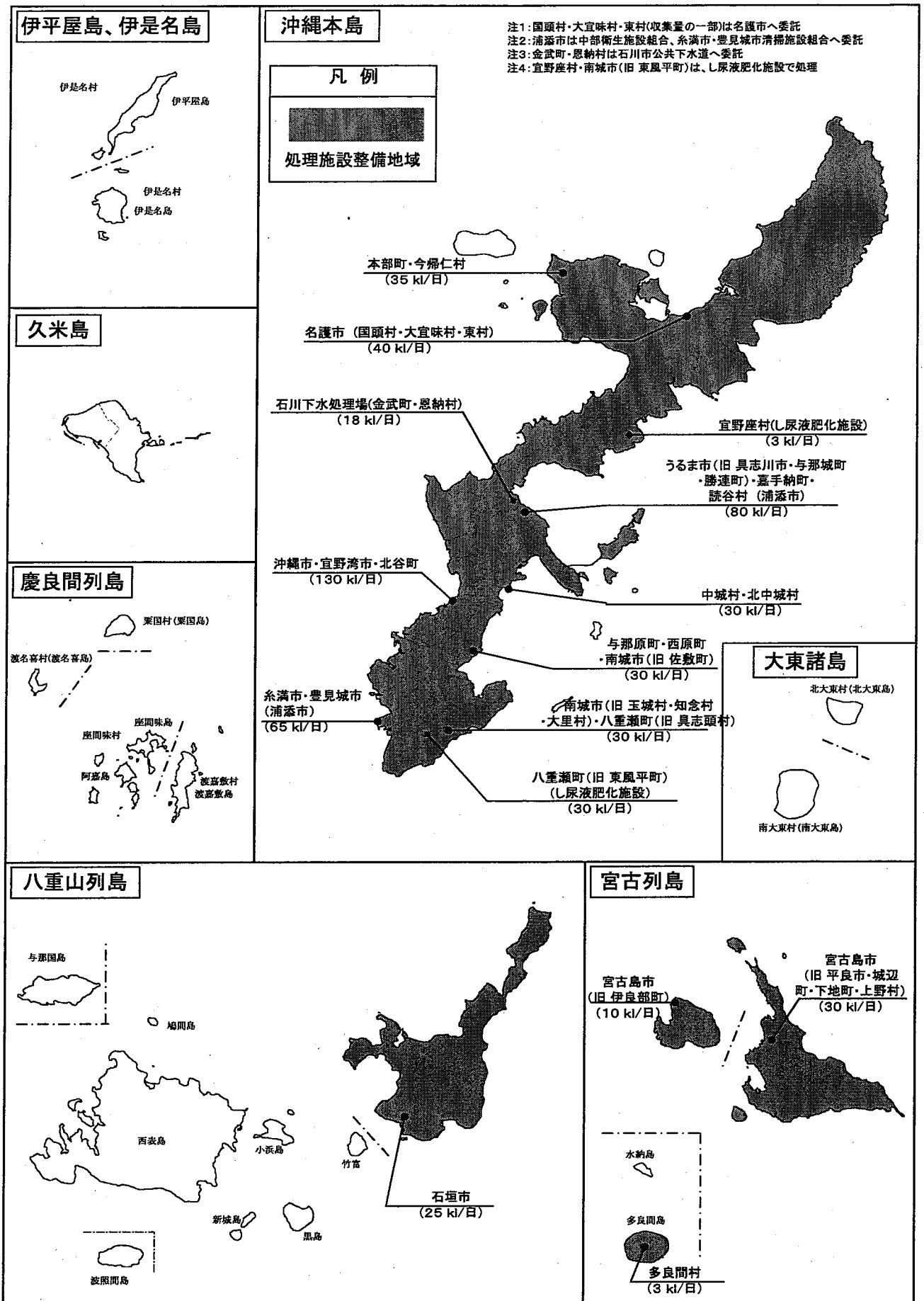


図2-12 し尿処理施設整備状況(平成19年3月末現在)

4 浄化槽

(1) 合併処理浄化槽の設置基数及び新設率について

平成18年度までに、県内に設置された浄化槽は105,303基で、そのうち合併処理浄化槽の占める割合は17.2% (18,105基) となっており、合併処理浄化槽の普及が十分に進んでいるとはいえない状況である。

一方、平成12年度の建築基準法及び浄化槽法の改正により、浄化槽を新たに設置する場合は、合併処理浄化槽の設置が義務づけられたため、平成13年度以降における合併処理浄化槽新設率は100%となっている。

表2-17 累積浄化槽設置基数の推移

種別	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
単独処理浄化槽 (%)	91,815 (96.6)	94,532 (96.5)	97,070 (96.3)	98,568 (95.4)	98,568 (93.7)	98,568 (92.2)	97,167 (91.0)	89,527 (88.1)	87,279 (84.3)	87,198 (82.8)
合併処理浄化槽 (%)	3,206 (3.4)	3,449 (3.5)	3,716 (3.7)	4,706 (4.6)	6,677 (6.3)	8,370 (7.8)	9,574 (9.0)	12,122 (11.9)	16,208 (15.7)	18,105 (17.2)
合計	95,021	97,981	100,786	103,274	105,245	106,938	106,741	101,649	103,487	105,303

表2-18 新設浄化槽設置基数の推移

種別	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
単独処理浄化槽 (%)	3,135 (93.2)	2,717 (91.8)	2,538 (90.5)	1,498 (60.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
合併処理浄化槽 (%)	229 (6.8)	243 (8.2)	267 (9.5)	990 (39.8)	1,971 (100.0)	1,937 (100.0)	1,777 (100.0)	1,900 (100.0)	1,856 (100.0)	1,956 (100.0)
合計	3,364	2,960	2,805	2,488	1,971	1,937	1,777	1,900	1,856	1,956

表2-19 合併処理浄化槽新設率(%)の推移

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
合併処理浄化槽新設率(沖縄県)	6.7	8.2	9.5	39.8	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
合併処理浄化槽新設率(全国)	41.0	48.7	65.8	76.6	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

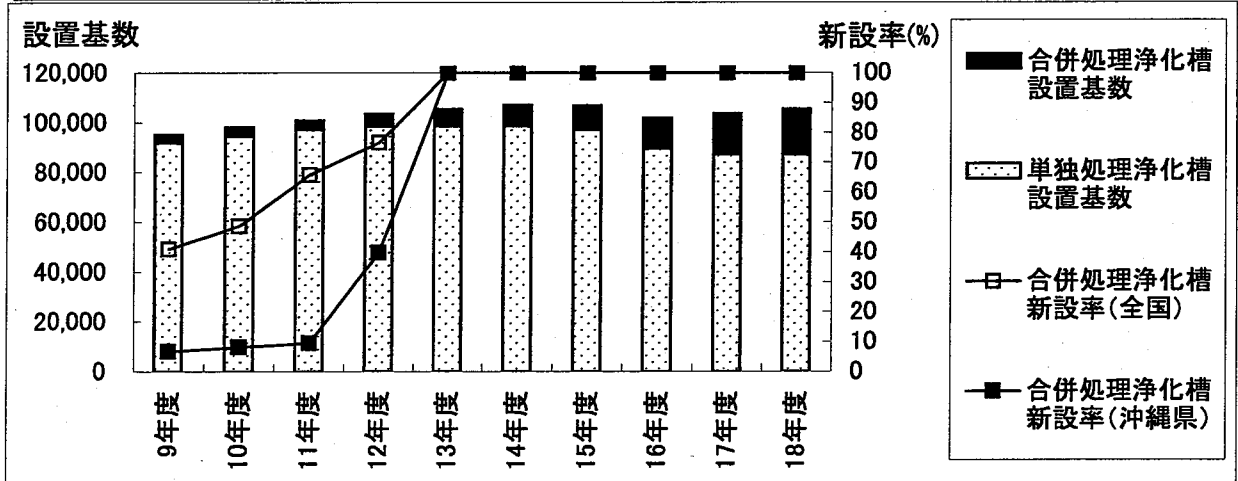


図2-13 合併処理浄化槽設置基数及び新設率の推移

(2) 法定検査の実施状況

浄化槽管理者は、浄化槽法により浄化槽使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月以内に、水質に関する検査（7条検査）及び毎年一回の水質検査（11条検査）を受けなければならないことになっている。

本県においては、平成18年度実績で、7条検査の実施率は99.4%（平成18年度全国平均86.7%）で全国平均を上回っているが、11条検査の実施率は3.9%（平成18年度全国平均23.8%）と低い実施率となっている。

表2-20 法定検査実施率

項目	年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
	沖繩	7条検査	10.9	25.6	77.9	97.2	92.8	90.7
	11条検査	1.9	1.9	2.3	2.9	3.7	4.0	3.9
全国	7条検査	75.4	78	84.2	84.4	84	84	86.7
	11条検査	14.4	14.7	15.7	16.5	17.9	20.2	23.8

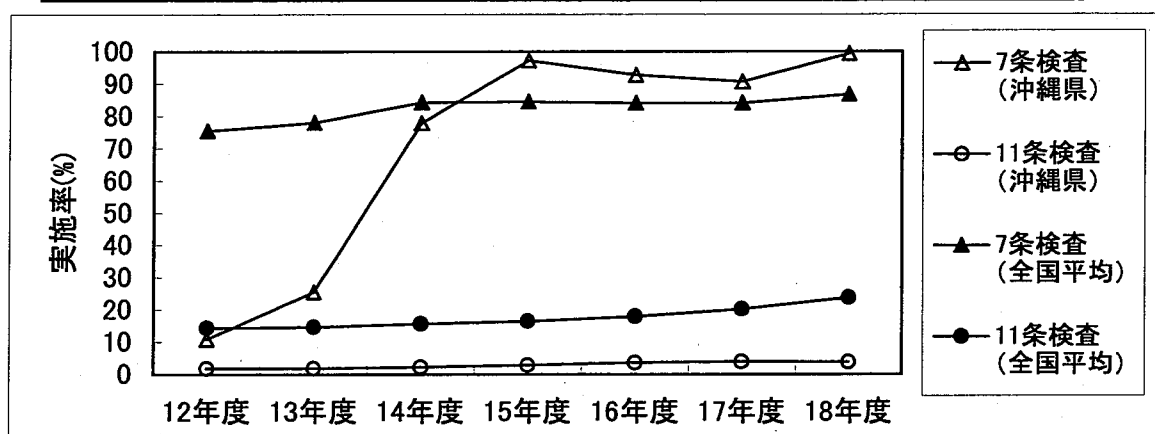


図2-14 法定検査実施率

(3) 生活雑排水対策

本県においては、生活雑排水による公共用水域等の汚濁防止を図るため、合併処理浄化槽の普及促進に努めている。

昭和62年に、国において合併処理浄化槽設置整備事業が創設されたのを受けて、本県では、平成3年度より国庫補助に加え県費補助制度を設け同事業を開始し、合併処理浄化槽の普及促進を図ってきており、平成17年度までに776基が同事業により設置された。そして、平成18年度からは、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を、より促進する浄化槽整備推進事業を創設し、平成18年度は84基が設置された。

また、浄化槽の清掃や保守点検、法定検査といった適正な維持管理を促進するため、平成12年3月に「沖繩県浄化槽取扱要綱」を改正し、新たに浄化槽を設置する場合には、合併処理浄化槽を設置するものとし、浄化槽設置者が建築確認申請時に法定検査料金を払い込む前納制を導入した。本改正により、法定検査（7条検査）受検率が向上している状況である。

さらに、平成13年度より、浄化槽設置者を対象とした「浄化槽設置者講習会」を県内各保健所単位で実施し、浄化槽の適正な維持管理の必要性や法定検査受検の責務等の普及啓発を図っている。

(4)浄化槽行政指導状況

浄化槽の維持管理が不適正な場合には、放流水の水質悪化や悪臭によって、地域住民に迷惑をかけるほか、公共用水域の汚濁を招くことになる。

このため、浄化槽設置者等に対して、浄化槽に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、定期的な保守点検及び清掃を実施するよう監視、指導を行っている。

表 2 - 21 浄化槽行政指導状況 (平成18年 4 月 1 日～平成19年 3 月 31 日)

法第5条 第2項 改善勧告	法 第 12 条 第 1 項									
	助 言 ・ 指 導					勧 告				
設置者	管理者	保守点検 業者	管理士	清掃業者	技 術 管理者	管理者	保守点検 業者	管理士	清掃業者	技 術 管理者
1	1,010	0	0	0	0	0	0	0	0	0

法第12条第2項					
改 善 命 令					使用停止命令
管理者	保守点検 業者	管理士	清掃業者	技 術 管理者	管 理 者
0	0	0	0	0	0

浄化槽法第7条の2 ^{注1)}		
指導・助言	勧告	改善命令
管理者		
0	0	0

浄化槽法第12条の2 ^{注1)}		
指導・助言	勧告	改善命令
管理者		
62	0	0

注1)平成18年2月1日施行の浄化槽法改正により新たに欄を追加。

法 第 53 条 また は 条 例 関 係 ^{注2)}									
報 告 徴 収					立 ち 入 り 検 査				
管理者	保守点検 業者	管理士	清掃業者	指 定 検査機関	管理者	保守点検 業者	管理士	清掃業者	指 定 検査機関
229	0	0	0	0	38	10	0	0	0

注2)条例とは法48条に規定する条例をいう。

5 容器包装リサイクル法

(1) 分別収集計画策定状況

容器包装リサイクル法は、家庭から排出されるごみの約6割（容積比）を占めるガラスビン、ペットボトルなどの容器包装廃棄物の減量・リサイクルを促進することを目的としている。

容器包装リサイクル法第8条第1項に、市町村は容器包装廃棄物の分別収集を実施しようとする場合、3年毎に5年を1期とする分別収集計画を策定しなければならないと規定されており、これまで策定された第1期計画（平成9～13年度）、第2期計画（平成12～16年度）、第3期計画（平成15～19年度）、第4期計画（平成18～22年度）に引き続き、平成20年度から平成24年度までの5年間を計画期間とする「第5期沖縄県分別収集促進計画」が策定されている。

第5期分別収集促進計画では、県内全ての市町村が分別収集計画を策定し、何れかの容器包装廃棄物の分別収集を実施する見込みである。

表2-22 第5期沖縄県分別収集促進計画の概要

22-(1) 市町村分別収集計画策定状況

分別収集計画策定市町村数	41	市町村数	41	計画策定率	100.0%
--------------	----	------	----	-------	--------

22-(2) 分別基準適合物及び法第2条第6項指定物の分別収集取組予定市町村

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
無色ガラスビン	32	32	32	32	32
茶色ガラスビン	32	32	32	32	32
その他ガラスビン	33	34	34	34	34
その他紙	13	15	15	15	16
ペットボトル	41	41	41	41	41
その他プラスチック	14	16	17	18	19
（うち白色トレイ）	8	10	11	11	11
スチール缶	41	41	41	41	41
アルミ缶	41	41	41	41	41
段ボール	33	33	33	33	33
紙パック	27	27	27	27	27

22-(3) 容器包装廃棄物排出見込量

(単位:t)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
容器包装廃棄物排出見込量	62,502.9	63,145.4	63,770.3	64,968.2	65,491.6

22-(4) 分別基準適合物及び法第2条第6項指定物の分別収集見込量

(単位:t)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
無色ガラスビン	4,314	4,357	4,415	4,482	4,517
茶色ガラスビン	3,506	3,472	3,525	3,582	3,621
その他ガラスビン	3,284	3,308	3,348	3,378	3,401
その他紙	1,883	2,264	2,604	2,953	2,973
ペットボトル	4,753	4,881	4,931	4,993	5,028
その他プラスチック	3,902	4,615	5,305	5,415	5,499
(うち白色トレイ)	63	80	102	164	165
スチール缶	8,699	8,783	9,140	9,251	9,326
アルミ缶	606	618	635	646	655
段ボール	6,208	6,284	6,368	6,628	6,690
紙パック	213	296	319	323	328
合計	37,368	38,877	40,590	41,650	42,038

(2) 分別収集状況

第4期分別収集計画に基づき実施された平成18年度の分別収集は、41市町村の内38市町村が実施した。

容器包装リサイクル法施行後、特定分別基準適合物については、分別収集実績は年々増加している。法第2条第6項指定物については、近年、回収実績の減少が見られるが、資源物の価値上昇に伴い、民間回収が進んだことによるものと推察される。

表2-23 容器包装廃棄物分別収集実績

(単位:t)

区分	種類	平11年度	平12年度	平13年度	平14年度	平15年度	平16年度	平17年度	平18年度
特定分別 基準適合物	無色ガラス	772	952	1,309	1,637	2,783	2,291	2,726	3,328
	茶色ガラス	645	788	1,052	1,277	2,094	2,340	2,398	2,695
	その他ガラス	696	1,073	1,766	2,288	2,690	2,972	2,910	4,054
	ペットボトル	309	630	1,673	1,987	3,548	4,048	4,291	3,973
	その他紙	-	0	32	0	0	20	0	0
	その他プラ	-	0	0	0	3	16	10	26
小計		2,422	3,443	5,832	7,189	11,118	11,687	12,335	14,076
法第2条第 6項指定物	スチール缶	8,814	9,728	9,863	9,807	11,089	10,099	8,169	7,299
	アルミ缶	514	507	566	606	1,059	736	807	527
	紙パック	87	232	247	169	249	204	172	162
	段ボール	-	2,749	5,697	6,094	7,092	6,544	6,221	5,639
小計		9,415	13,216	16,373	16,676	19,489	17,583	15,369	13,627
合計		11,837	16,659	22,205	23,865	30,607	29,270	27,704	27,703

※その他紙、その他プラ、段ボールは平成12年度より容器包装リサイクル法の対象となったものである。

6 ごみ減量化・リサイクルの促進

平成19年度には、「沖縄県ごみ減量リサイクル推進会議」および「レジ袋減量部会」を開催し、効果的なネットワークの形成、リサイクルの促進等について協議した。

また、ごみ減量・リサイクルを広域的に推進するための各種啓発事業（「ごみ減量リサイクル推進週間」、「環境衛生週間」、「3R推進月間」）を実施して、県民意識の高揚につとめるとともに、「ごみ減量・リサイクル講座」（通称「買い物ゲーム」）を開講して、小学生等の環境教育の充実を図っている。

表2-24 ごみ減量化推進事業

事業	内容
沖縄県ごみ減量リサイクル推進会議	①沖縄県ごみ減量リサイクル推進会議開催 ②レジ袋減量部会開催
ごみ減量・リサイクル推進週間 5/30(ごみゼロの日)～6/5(環境の日)	①電光掲示板等広報 ②パネル展 ③不法投棄一斉パトロール
環境衛生週間 9/24(清掃の日)～10/1(浄化槽の日)	①知事メッセージ新聞掲載 ②電光掲示板等広報 ③パネル展及び浄化槽相談コーナー設置
3R推進月間・ 環境に優しい買い物運動(10月)	①ポスター、リーフレット作成 ②流通事業者によるポスター掲示等の協力 ③ラジオCM ④マイバッグデザインコンテスト及び優秀作品のマイバッグ制作・配付 ⑤消費者アンケート
ごみ減量・リサイクル講座	講座開催(12校30クラス)

7 ちゅら島環境美化促進事業

空き缶や吸い殻等のごみの散乱防止、環境美化の促進を図るため、平成14年7月1日より施行している「ちゅら島環境美化条例」を、県民、事業者、市町村及び県が一体となって推進することにより、県全域で環境美化運動の気運を盛り上げている。

平成19年度における主な取り組みは次のとおりである。

(1) 推進母体による活動

条例施行時に発足した、県、市町村及び民間団体で構成する条例の推進母体「ちゅら島環境美化推進県民連絡会議」が実施主体となり、「ちゅら島環境美化促進月間」である7月を中心に、各種広報啓発活動や全県一斉清掃に取り組んでいる。

ア 広報啓発活動

- ・新聞広告、ラジオCM、ラジオ県民室、ホームページ等による広報

イ ちゅら島環境美化全県一斉清掃

- ・第1回：6月～8月 一斉清掃期間：7月下旬～8月上旬

・第2回：12月 一斉清掃日：12月16日

(2) 環境美化促進モデル事業（条例第10条）

環境美化促進モデル地区を指定し、地域住民が市町村と協働して行う、他地域の模範となるような環境美化活動の実施にあたり、当該市町村に対して2年間補助金を交付している（補助率1/2以内）。平成19年度は、伊平屋村及び浦添市（内間区）を新たに指定し、補助金を交付している。

平成19年度指定地区

①伊平屋村（活動主体：伊平屋村環境美化実行委員会）

②浦添市（活動主体：魅力溢れる内間地域づくり推進委員会）

(3) 環境教育・環境学習の推進（条例第11条）

小学校高学年を対象とした環境美化教育用教材「みんなでつくろうちゅら島沖縄」を作成し、環境教育・環境学習を推進している。

(4) 自発的な活動の促進（条例第12条）

第十一管区海上保安本部環境防災課の提唱の下、主に海岸線の清掃活動に自主的に取り組む団体等で結成された、沖縄クリーンコーストネットワーク（OCCN）主催の「まるごと沖縄クリーンビーチ」等の実施の際に必要な支援を行うなど、自発的な活動を促進している。

(5) ごみのポイ捨て防止公開パトロール

空き缶やたばこの吸い殻など、投げ捨て行為の抑止効果を高めることをねらいとして、県と「空き缶等散乱防止条例」を制定している市町村が連携し、地域住民並びに関係団体等との協働によってごみの投げ捨て禁止を広く県民にアピールする、「公開パトロール」を実施している。

平成19年度においては、那覇市、宜野湾市、糸満市、沖縄市、うるま市の計5市において、地域団体（那覇市の例：「那覇市クリーン指導員連絡協議会」及び「那覇市国際通り商店街振興組合連合会」、「那覇市沖映通り商店街組合」）並びに、「沖縄県清涼飲料協会」、「日本たばこ産業株式会社」、「株式会社沖縄ファミリーマート」、「株式会社ローソン沖縄支店」、「株式会社ホットスパコンビニエンスネットワークス沖縄事業本部」など関係企業と協働して実施した。

7月18日に那覇市で実施した出発式及び国際通り・沖映通りのパトロールには、延べ120名の関係者が参加し、ごみのポイ捨て禁止を呼び掛けた。

(6) デポジット制度

散乱ごみの抑制や循環資源の回収促進といった効果が期待されるデポジット制度については、平成14年度に飲料容器を対象とした導入可能性に関する基礎調査

を行ったところであり、調査結果を踏まえ、15年度には、流通及び製造事業者、市町村、NPO関係者と意見交換を行い、①多額の運営費に係る財源の確保、②デポジット賦課方法のあり方、③県民、事業者の理解と協力、④容器包装リサイクル法との関係など、導入に伴う課題について共通の認識が得られるとともに、事業者からは価格上昇による販売不振を懸念する意見が出されている。

今後、県としては、市町村等から一定のまとまりのある区域内におけるモデル的な実証事業について実施の意向があれば、その関与について検討していくとともに、併せて、国におけるデポジット制度に係る動向や拡大生産者責任の方向性を見据えながら対応していくこととしている。

8 県産リサイクル製品利用促進事業

島しょ県である本県において、廃棄物の排出抑制・循環的利用の促進を図る循環型社会を実現するためには、域内の資源循環システムを構築することが求められており、リサイクルの出口部分である製品の利用拡大を図ることがますます重要となっている。

このようなことから、県内で発生する再生資源を原料とした県産のリサイクル製品について、品質及び安全性について審査し、認定することによって、県民等へ製品の利用拡大を図ることとしている。

公共工事で使用する建設資材については、県土木建築部において、県内リサイクル資材の使用促進を図るため、平成16年度に「沖縄県リサイクル資材評価認定制度実施要領」を制定し、再生資材を含む路盤材やコンクリート製品などを認定している。

一方、建設資材以外のリサイクル製品については、文化環境部において、平成17年3月に「沖縄県産リサイクル製品利用促進要綱」を制定し、古紙再生品や廃プラスチック再生品、土壌改良材などを対象品目とした認定制度を実施している。

認定に当たっては専門的な立場から意見を聴くため、学識経験者、産業界代表、消費者代表及び行政関係者から成る「沖縄県産リサイクル製品認定審査会」を設置し、審査会の意見を踏まえ、廃ガラスを原料とした無機質土壌改良材を沖縄県産リサイクル製品として認定している。認定製品については、県のホームページやリーフレット等で県民等へ向けて情報発信し、利用促進を呼びかけている。